

改正

昭和60年3月27日条例第14号

平成6年12月27日条例第10号

鎌倉市海岸の環境保全に関する条例をここに公布する。

鎌倉市海岸の環境保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、鎌倉市環境基本条例(平成6年12月条例第10号)の本旨を達成するため、法令その他別に定めるもののほか、海岸における環境保全上障害となる行為の規制等について必要な事項を定め、もつて、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海岸 一般国道134号海側路肩線から水際線までの陸域(腰越漁港施設及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域を除く。)をいう。
- (2) 放置 同一場所において、物件を24時間以上置きざりにすることをいう。

(禁止行為)

第3条 市民又は旅行者その他の外来者は、海岸において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自動車(原動機付自転車を含む。)を乗り入れること。
- (2) 船舶(小型船舶を含む。)その他海岸の整備上障害となる物件(以下「障害物件」という。)を放置すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項の行為をすることができる。

- (1) 法令による許認可を受けた場合
- (2) 海岸の管理上必要な場合
- (3) 緊急やむを得ない場合
- (4) その他市長が特に支障がないと認めた場合

(勧告)

第4条 市長は、前条第1項に規定する行為をした者に対し、障害物件の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第5条 市長は、前条の勧告に従わない者があるときは、その者に対し、障害物件の除去その他必要な措置を講ずべきことを命令することができる。

(代執行)

第6条 市長は、前条の命令を受けた者がその措置を履行しない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放任することが第1条の目的に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(処分)

第7条 市長は、障害物件が放置され、その所有者の氏名又は住所が明らかでない場合は、当該物件について引き取るべき旨を公告しなければならない。

2 市長は、前項の公告の日から起算して6月を経過し、所有者の申出がないときは、これを廃棄処分することができる。

(罰則)

第8条 第5条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 第3条第1項の規定に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

付 則（昭和60年3月27日条例第14号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（平成6年12月27日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。